

災害時における給食施設の復旧支援業務等に関する協定書（案）

熊本市（以下「甲」という。）と学校給食調理等業務の受託者である〔 〕（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害、その他の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における学校給食の実施に必要な施設（以下「給食施設」という。）の復旧支援業務等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が災害時に、乙との役割を明らかにするとともに、災害時に甲の要請に基づき乙が実施する業務（以下「業務」という。）において、その対応を迅速かつ円滑に遂行するための必要な事項を定めるものとする。

（要請手続き等）

第2条 前条の要請は、要請書（様式第1号）（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、被災により要請書の送付ができない場合、又は要請書を以て要請を行う時間がない場合は、電話等で要請し、その後速やかに要請書による要請を行うものとする。

2 乙が前項の要請を受けたときは、甲と乙の双方が安全性を確認するものとする。その上で甲及び乙が従事者に二次災害等の危険がないと判断したときは、乙は甲の要請に対する業務の提供を行うものとする。

3 乙は、前項の業務が完了したときは、速やかにその状況を甲に報告するものとする。

（業務の範囲）

第3条 本協定に基づき甲が乙に要請できる業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 災害時に給食施設、設備及び備品が被害を受けた際の清掃等の復旧支援業務並びに給食再開に関する業務
- (2) 給食施設及び家庭科室等の学校施設を使った被災者への炊き出し

（費用負担）

第4条 前条の業務の提供に要する次の経費は、原則として甲が負担するものとする。ただし、給食調理等業務委託契約に基づき実施されたものにかかる費用は除く。

- (1) 人件費
- (2) 食糧費
- (3) 消耗品費
- (4) 燃料費
- (5) その他、甲が必要と認めるものに要する費用

（緊急連絡等）

第5条 甲と乙は、相互に利用可能な給食施設ごとの緊急連絡網を整備するものとする。

2 給食施設が震度5強以上の地震に見舞われたときは、緊急連絡網により早急に関係者の安否確認を行う。また、甲と乙の双方が給食施設の状況を確認し、教育委員会にその報告を行うとともに、必要な対応をとるものとする。

(損害の補償)

第6条 第3条に基づく業務を遂行した乙の従事者が、当該業務に起因して死亡又は負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害の補償については、原則として労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）によるものとする。

(災害訓練)

第7条 乙は、甲が実施する災害等の緊急時を想定した訓練に参加するよう努めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、学校給食等調理業務委託契約が終了する日までとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

令和〇〇年（20〇〇年）〇〇月〇〇日

甲 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市
熊本市長 大西 一史

印

乙 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
株式会社 〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

印

(様式第1号)

令和〇〇年(20〇〇年) 月 日

〔 受託業者 〕 様

熊本市長

要 請 書

災害時における給食施設の復旧支援業務等に関する協定書第2条に基づき、下記のとおり要請します。

記

- 1 調理場名：
- 2 要請内容：
- 3 想定される経費：
- 4 担当者名：
- 5 その他：